

社会福祉法人いきいき福祉会
デイサービス ラポール西寺尾（通所介護）
運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人いきいき福祉会が開設するデイサービスラポール西寺尾（以下「事業所」とする）が行う、指定通所介護事業（以下「事業」とする）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員は利用者の意思を尊重し、常に利用者の立場に立って要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護職員は、利用者が要介護状態等になった場合でも、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所介護を提供する。

- 1） 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者が安心してサービスを利用できるよう、心掛ける。
- 2） 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、居宅支援事業所、老人介護支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを 提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1） 名 称 デイサービス ラポール西寺尾
- 2） 所在地 〒221-0001 横浜市神奈川区西寺尾 3 丁目 2 2 番 5 号
TEL 045-439-5122

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職 種		専 従	兼 務	職 務 内 容
管理者	常勤		1 名	事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

生活相談員	常勤		1名以上	通所介護の利用の申し込みの補助及び相談業務を行う。
	非常勤		1名以上	
看護職員	常勤			利用者に対するバイタルチェック等必要な看護業務を行う。
	非常勤		1名以上	
介護職員	常勤		2名以上	利用者に対する日常の世話等必要な介護業務を行う。
	非常勤			
機能訓練指導員	常勤			利用者に対して必要な機能訓練を行う。
	非常勤		1名以上	

(営業日、営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1) 営業日 日曜日から金曜日までとする。(祝日は営業とする)
(ただし、12月31日～1月2日は除く)
- 2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
(ただしサービス提供時間は午前10時00分～午後4時10分)

(通所介護の定員)

第6条 事業所の利用定員は1単位26人(通所介護、第一号通所事業と合わせて)とする。

(事業の提供方法、内容、利用料等)

第7条 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

その内容は次のとおりとする。またその内容について記録し、支援が完結してから5年間は適正に保存する。

- 1) 状態の観察及びバイタルチェック
 - 2) 入浴・清拭等による清潔の保持
 - 3) 食事及び排泄等日常生活上の世話
 - 4) 機能訓練
 - 5) レクリエーション
 - 6) 生活等に関する相談・助言
 - 7) その他必要な通所介護の提供
- 2 通所介護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該通所介護が法定受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定め

る割合に応じた額とする。

- 3 その他の費用として、利用者からの費用の額の支払いを受ける内容は、以下のとおりとする。
 - 1) 食費 1回 720円 (おやつ代込み)
- 4 通常のサービス提供の範囲を超えて、利用者から費用の額の支払いを受ける内容は、以下のとおりとする。
 - 1) 行事参加費・アクティビティ活動における材料費 (実費1回500円程度)
- 5 第2項から第4項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文署に署名を受ける事とする。
- 6 通常の事業の実施時間、内容に変更を伴う通所介護に関しては、利用者又はその家族の同意を得たうえで提供する。
- 7 地域のボランティア、民生委員と協力し、利用者が安心して地域に暮らすための助力となるべく情報の受発信を行ない、関係者間の情報の共有化を図る。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は神奈川区、鶴見区、港北区とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第9条 サービスを利用するにあたって、利用者は飲酒、宗教活動や営利目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす行動は行ってはならないとする。
- 2 利用開始に当たっては、持参品、注意事項等明記した別途文書を配布する。

(秘密保持)

- 第10条 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等、正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏らしてはならないものとする。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(緊急事等における対応方法)

第11条 事業所はサービスの提供中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じ

たときは、速やかに主治医及び家族に連絡するなどの必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所はサービスの提供による事故が発生した場合は、横浜市、家族、居宅介護支援事業所等へ連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(非常災害対策)

第 12 条 事業所は、防災管理者を定めるとともに、非常災害が起きた場合に備えて、消防計画及び風水害、地震などに対処するための計画を策定しておくものとする。

- 2 事業所は、前項の計画に基づいて、年 2 回、災害避難・救出訓練を実施する。

(衛生管理)

第 13 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるものとする。
 - 1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための委員会をおおむね 3 か月に 1 回以上開催し、その内容の従業者への周知と徹底
 - 2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針の策定
 - 3) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための定期的な研修の実施
 - 4) 感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等の手順の作成
 - 5) 感染症発生時等の訓練の実施
- 3 事業所は、職員の安全及び衛生に関し留意するとともに、毎年定期的に健康診断を行うものとする。

(苦情・相談)

第 14 条 事業所は、指定通所介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定通所介護に関し、市町村及び国民健康保険団体連合会の質問及び照会に応じ、調査に協力するとともに、指導、助言を受けた場合には当該指導、助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のために、次に掲げる措置を講じる。また、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
 - 2) 虐待の防止のための指針を整備する
 - 3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する
 - 4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く
- 2 事業所は、サービスの提供中に従業者又は養護者等による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合には、速やかに市町村へ通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 16 条 事業者は従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1) 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内
 - 2) 継続研修 年 1 2 回
- 2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人いきいき福祉社会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は 2004 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は 2004 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は 2005 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は 2006 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は 2006 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は 2009 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は 2010 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は 2012 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は 2014 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は 2016 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は 2017 年 8 月 1 日より施行する。

この規程は 2018 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は 2021 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は2023年 4月1日より施行する。